令和 3 年 12 月 10 日

第 12 回

議事録

小国町農業委員会

令和3年第12回小国町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年12月10日(金)午後3時00分から
- 2. 開催場所 おぐに町民センター 206~209号室
- 3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会	長		松尚	皃明
会長職務代理者		1番	石松	雄平
委	員	2番	梅木	美代
		3番	穴井	英雄
		4番	飯沼	由彦
		5番	宮﨑	博美
		6番	佐藤	仲子
		7番	穴井	千年

- 4. 欠席委員
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農地利用集積計画について(所有権移転)
 - 第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に ~番号5 よる農地利用集積計画について(利用権貸借)
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸 事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和3年第12回小国町農業委員会を開催いた します。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務 めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長 にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、 会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条 第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて いただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井英雄委員、4番 飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には 事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を 終わります。
- 議 長 次に、日程第 2 議案第 1 号番号 1 「農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の農地利用集積計画につ いて」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と 説明をお願いします。
- 事 務 局 長 議案第 1 号、議案書の 1 ページをお開きください。「農業経営 基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の承認について」 (所有権移転)農地経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、 下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 3 年 12 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございま す。

議案第1号番号1です。この議案は農地中間管理機構の特例事業を利用して所有権移転を行うものです。農地の所在は大字上田字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は936㎡です。同じく大字上田字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は2,7000㎡です。田2筆合計面積は3,633㎡です。所有権を移転する者と、所有権を受ける者については記載の通りです。

利用目的は水田、売買価格は記載の通りです。詳しくは別冊資料1をご覧ください。1ページが農用地利用集積計画書になります。右の方に所有権の移転を受ける者の農業経営の状況が記載されています。以下の資料については前回、公社に移転してからの資料と同じになります。2ページ、3ページが位置図になります。4ページ、5ページが航空写真になります。それから6ページ、7ページに字図、8ページ、9ページが登記簿謄本の写しになります。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号番号1の原案につい て同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 の原案について同意することを決定します。
- 議 長 次に、日程第3議案第2号番号1から番号5「農業経営基盤強 化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積 計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案 の朗読と説明をお願いします。
- 事 務 局 長 議案書の 2 ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進 法に基づく、農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借) 農地経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利 用集積計画の決定について意見を求める。令和 3 年 12 月 10 日 提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。土地の所在は大字上田字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は1,295 ㎡です。内容としましては再設定となります。利用権の設定をする者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稲、期間は3年、使用貸借となります。

続きまして番号 2、大字下城字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 1,352 ㎡で、内容としましては再設定となります。同じく大字下城字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 691 ㎡です。内容としましてはこれも再設定となります。利用権の設定をする者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稲、期間は 5 年、10a 当たりの賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 3、大字北里字〇〇番地、地目は、登記簿畑、現況畑、面積は 26 ㎡です。同じく大字北里字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 128 ㎡です。同じく大字北里字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 644 ㎡です。同じく大字北里字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 661 ㎡です。田 3 筆の合計面積は 1,433 ㎡、畑 1 筆の面積は 26 ㎡です。田 4 筆と畑 1 筆の合計面積は 1,459 ㎡になります。内容としましては新規となります。利用権の設定をする者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稲、野菜、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料につきましては記載の通りです。

続きまして番号 4、大字黒渕字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 1,104 ㎡、内容としましては新規となります。利用権の設定をする者と、利用権の設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は飼料作物、期間は 4 年 9 ケ月、10a 当たりの賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 5、大字黒渕字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田、面積は 2,241 ㎡です。これも新規となります。利用権の設定をする者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は飼料作物、期間は 5 年、10a 当たりの賃借料は記載の通りです。詳細につきましては別冊資料 1 の 10 ページ以降に農用地利用集積計画書を付けてあります。設定を受ける者についての要件は全てクリアしております。農用地の全てを効率的に耕作する事、農作業に常時従事する事等の要件は全てクリアしております。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明 について、発言のある方は挙手をお願いします。

- 6 番 資料 1 の 10 ページの利用権の種類の欄が 2 番なのは、何故で すか。
- 事 務 局 利用権の種類の1番の場合は、物納や料金が発生する場合で、 2番は無償なので使用貸借になります。10ページは、使用貸借 なので2番になります。
- 6 番 はい、わかりました。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1から番号5の 原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

- 議長全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号5の原案について同意することを決定します。
- 議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第12回総 会を閉会致します。

令和3年第12回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する ためここに署名する。

3 番

4 番